

「航空自衛隊新潟分屯基地における売店の設置及び経営」
募集要領

令和6年10月
航空自衛隊新潟救難隊

募集要領

1 概要

新潟県新潟市東区船江町3丁目135番地に所在する航空自衛隊省新潟分屯基地において、職員及び来庁者等の利便性を確保するため、売店の設置及び経営を行う業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 全省庁統一資格又は同等の資格を有すること。
- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (3) 本要領に掲げる事項のほか、仕様書（その1～3）及び国有財産使用許可書に定める条項を遵守できる者であること。

3 設置施設の所在地及び名称

新潟県新潟市東区船江町3丁目135番地に所在する航空自衛隊新潟分屯基地

4 設置期間

令和7年4月1日（火）～令和12年3月31日（日）

※ 必要に応じて、一度に限り5年以内の期間で更新することができる。

5 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

(2) 設置場所、業種及び面積

設置場所	業種	面積
2号隊舎（1階）	売店	15.00m ²
庁舎（1階）	クリーニング取次	1.00m ² 基準

(3) その他

詳細は、仕様書（その1～3）のとおり。

6 国有財産使用料

令和6年度国有財産使用料基準 8,928円/m²（消費税等を除く。）

※ 国有財産使用料は、令和6年度の単価であり、毎年度見直しを実施する。

7 公募説明会

参加を希望する業者は、参加申込書（別紙様式1）を令和6年10月29日（火）17時までにFAX又はメールにより提出先へ提出すること。また、提出期限を過ぎて参加申込書が提出された場合、又は公募説明会に遅刻又は欠席した場合は、公募への参加を認めない。

- (1) 開催日時
令和6年10月30日(水) 14時
- (2) 開催場所
航空自衛隊新潟分屯基地内 2号隊舎1階 談話室
- (3) 携行品
顔写真付きの公的な身分証明書、募集要領
- (4) 提出先
航空自衛隊新潟救難隊 澤多俊雄
FAX: 025-273-9211 (内線266)
メール: SAWADAa8x@inet.aci.mod.go.jp

8 応募手続等

(1) 申請書類の提出

ア 申請書類

- (ア) 申請書(別紙様式2) 1部
設置及び経営を希望する業種に「○」をつけること。
- (イ) 主な商品・価格一覧表(別紙様式3-1又は3-2) 12部
- (ウ) 企画提案書(別紙様式4) 12部
会社概要及び以下の内容を記載すること。
 - a 営業日及び営業時間
 - b 精算方法及び種類
 - c 防衛省における独自の商品の販売及び提供
 - d 省エネルギー・環境対策への取組み及びゴミ・廃棄物の処分方法
 - e 従業員管理及び防衛省における営業体制
 - f 災害発生時の対応及び営業体制
 - g 要望等があった場合の対応方法及び事故等が発生した場合の対処方法
 - h 衛生管理方法
 - i 設置期間における事業計画
 - j その他のアピールポイント
- (エ) 店舗イメージ図(別紙様式5) 1部
- (オ) 店舗レイアウト図(別紙様式6) 1部
- (カ) 業務確約書(別紙様式7) 1部
- (キ) 誓約書(別紙様式8) 1部
- (ク) 役員名簿(別紙様式9) 1部
- (ケ) 全省庁統一資格の資格決定通知書の写し 1部

※ 当該資格を申請中の場合は、受付機関コード及び受付番号が記載された申請確認メール又は受付票の写しを提出すること。

全省庁統一資格がない場合は、営業経歴書(任意様式)及び財務諸表(個人:確定申告(写) 法人:貸借対象表、損益計算書等)

(コ) 会社概要 1部

※ 会社名（個人の場合は商号）、所在地、代表者氏名、沿革、従業員数、事業概要が記載されていること。

(サ) 都道府県知事等の発行した営業許可書又は営業届出書の写し 1部

(シ) 印鑑証明書 1部

(ス) 登記簿謄本(個人：戸籍謄本) 1部

(セ) 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書 1部

イ 提出先

〒950-0031 新潟県新潟市東区船江町3丁目135番地
航空自衛隊新潟救難隊 澤多俊雄（サワダトシオ）

ウ 提出要領

令和6年11月15日（金）までに郵送による提出（必着）

※ 申請書類に使用する申請印は、印鑑証明書の登録印を使用する。

※ 提出後の申請書類の差替え、変更、撤回等は、原則認めない。

※ 提出後の申請書類は返却しない。

(2) 応募業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 申請書類が期限を過ぎて提出された場合。

イ 申請書類が募集要領に記載されている事項を満たさない場合。

ウ 申請書類に虚偽の記載があった場合。

エ 申請書類に不備又は不足があった場合。

オ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。

カ 防衛省（防衛省共済組合を含む。）に支払う国有財産使用料（共済組合の場合は管理手数料）及び光熱水料を滞納したことがある又はしている場合。

キ その他、応募業者として不相当であると認められる行為が確認された場合。

9 業者の選定

申請書類に基づく総合的審査を実施する。選定結果については、令和6年11月27日（水）13時以降に、航空自衛隊新潟分屯基地内掲示板（庁舎、2号隊舎の2箇所）にて発表することとし、選定された業者に対して連絡を実施する。また、選定結果の書面での通知は行わず、選定結果について異議を申し立てることはできない。

10 選定業者説明会

選定された業者は、選定業者説明会に参加しなければならない。選定業者説明会に遅刻又は欠席した場合は、設置及び経営を辞退したものとみなす。

(1) 開催日時

令和6年12月2日（月）14時

(2) 開催場所

航空自衛隊新潟分屯基地内 2号隊舎1階 談話室

(3) 携行品

顔写真付きの公的な身分証明書、募集要領

11 選定業者の提出書類

(1) 提出書類

ア 国有財産使用許可申請書

イ 設置する物品の面積が分かるもの

(2) 提出先

〒950-0031 新潟県新潟市東区船江町3丁目135番地

航空自衛隊新潟救難隊基地業務小隊 澤多俊雄（サワダトシオ）

(3) 提出要領

令和6年12月13日（金）までに郵送による提出（必着）

※ 提出書類に使用する申請印は、印鑑証明書の登録印を使用する。

※ 提出後の申請書類の差替え、変更、撤回等は、原則認めない。

※ 提出後の申請書類は返却しない。

12 業者選定までのスケジュール

(1) 公募説明会

令和6年10月30日（水）14時から

(2) 申請書類の提出

令和6年11月15日（金）までに郵送による提出（必着）

(3) 選定業者発表日時等

日時：令和6年11月27日（水）13時以降

場所：航空自衛隊新潟分屯基地内掲示板（庁舎、2号隊舎の2箇所）

(5) 選定業者説明会

日時：令和6年12月2日（月）14時

場所：航空自衛隊新潟分屯基地内 2号隊舎1階 談話室

13 募集要領等に関する質問

募集要領等について質問がある場合は、電話又はメールによるものとし、メールの際は、必ず業者名、担当者名、電話番号及びメールアドレスを記載すること。令和6年10月29日（火）17時までに提出された質問内容については、原則、公募説明会において回答する。

提出先：航空自衛隊新潟救難隊 澤多俊雄

電話：025-273-9211（内線264）

メール：SAWADAa8x@inet.aci.mod.go.jp

公募説明会（売店）参加申込書

- 1 日 時：令和6年10月30日（水）14時
- 2 場 所：航空自衛隊新潟分屯基地内 2号隊舎1階 談話室
- 3 携行品：顔写真付きの公的な身分証明書及び募集要領

※ 提出期限を過ぎて参加申込書が提出された場合、又は公募説明会に遅刻若しくは欠席した場合は、公募への参加を認めない。

【面会先】航空自衛隊新潟救難隊基地業務小隊 澤多俊雄

電話：025-273-9211（内線 264）

フリガナ	
業 者 名	

参加者①

フリガナ	
氏 名	
電話番号	
メ ー ル	

参加者②

フリガナ	
氏 名	
電話番号	
メ ー ル	

※ 参加者は2名以下とする。

※ 令和6年10月29日（火）17時までにFAX又はメールにより提出先へ提出すること。

提出先：航空自衛隊新潟救難隊 澤多俊雄

FAX：025-273-9211

メール：SAWADAa8x@inet.aci.mod.go.jp

※ 提出後、参加者が変更になる場合は、速やかに連絡すること。

防衛省使用欄

受付No.		受付担当	
-------	--	------	--

申請書

令和 年 月 日

新潟分屯基地司令 殿

本社（店）所在地

フ リ ガ ナ
商号又は名称フ リ ガ ナ
代表者の氏名

印

法人個人の別

個人 ・ 法人

フ リ ガ ナ
担当者の氏名

電 話 番 号

メ ー ル

新潟県新潟市東区船江町3丁目135番地に所在する航空自衛隊新潟分屯基地において、売店を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

2号隊舎（1階）	
売店	
庁舎（1階）	
クリーニング取次	

※ 申請する業種に「○」を付けること。

主な商品・価格一覧表

業者名			
商品名		商品名	
写真		写真	
規格等		規格等	
価格	防衛省： 円	価格	防衛省： 円
	防衛省以外： 円		防衛省以外： 円
商品名		商品名	
写真		写真	
規格等		規格等	
価格	防衛省： 円	価格	防衛省： 円
	防衛省以外： 円		防衛省以外： 円
商品名		商品名	
写真		写真	
規格等		規格等	
価格	防衛省： 円	価格	防衛省： 円
	防衛省以外： 円		防衛省以外： 円

※ 価格は税込みとする。

企画提案書（売店）

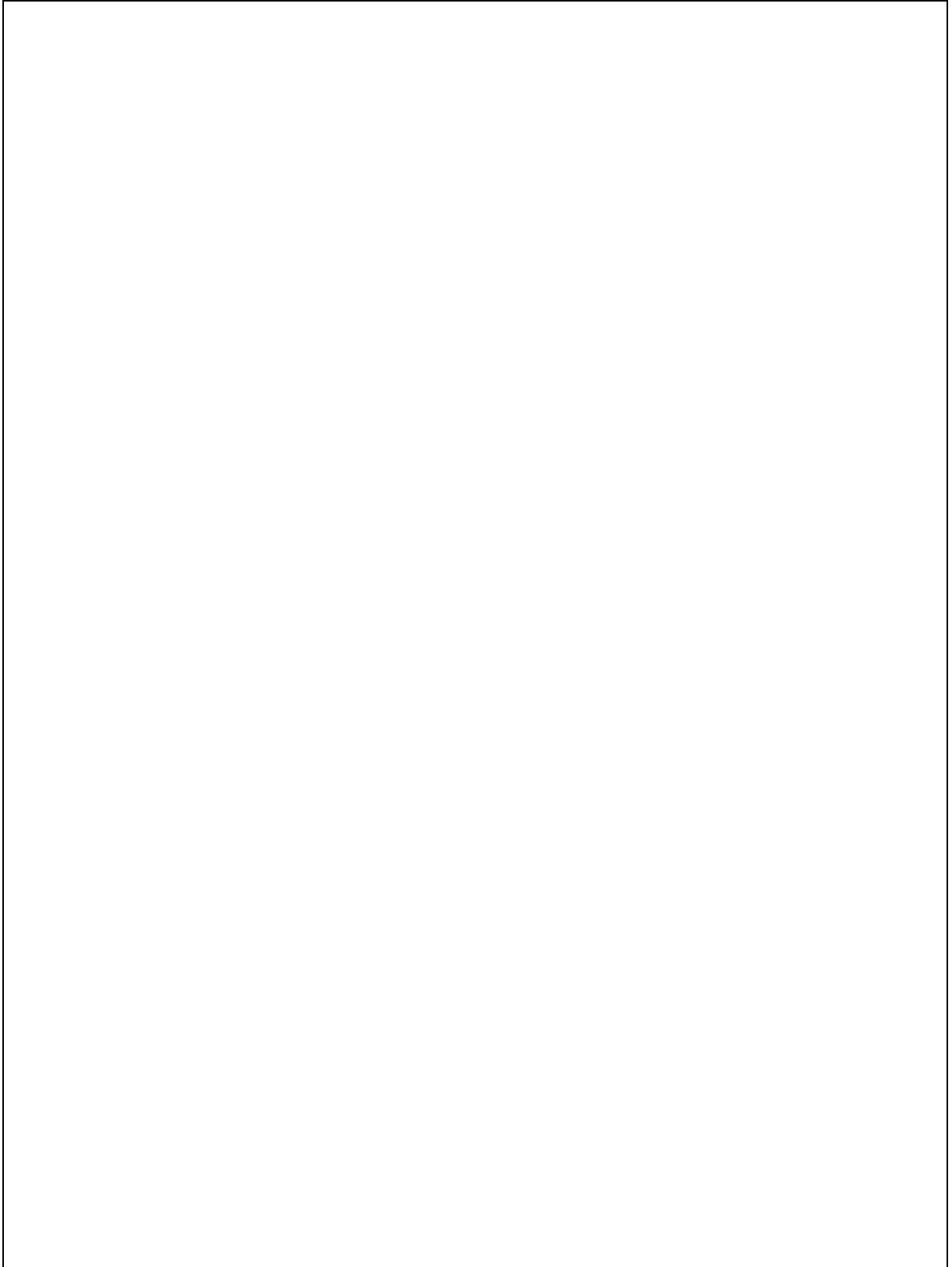
会社概要

業 者 名	
本 社 所 在 地	
設 立 年 月 日	
資 本 金	
社 員 数	
店 舗 ・ 営 業 所 数	
売 上 高	

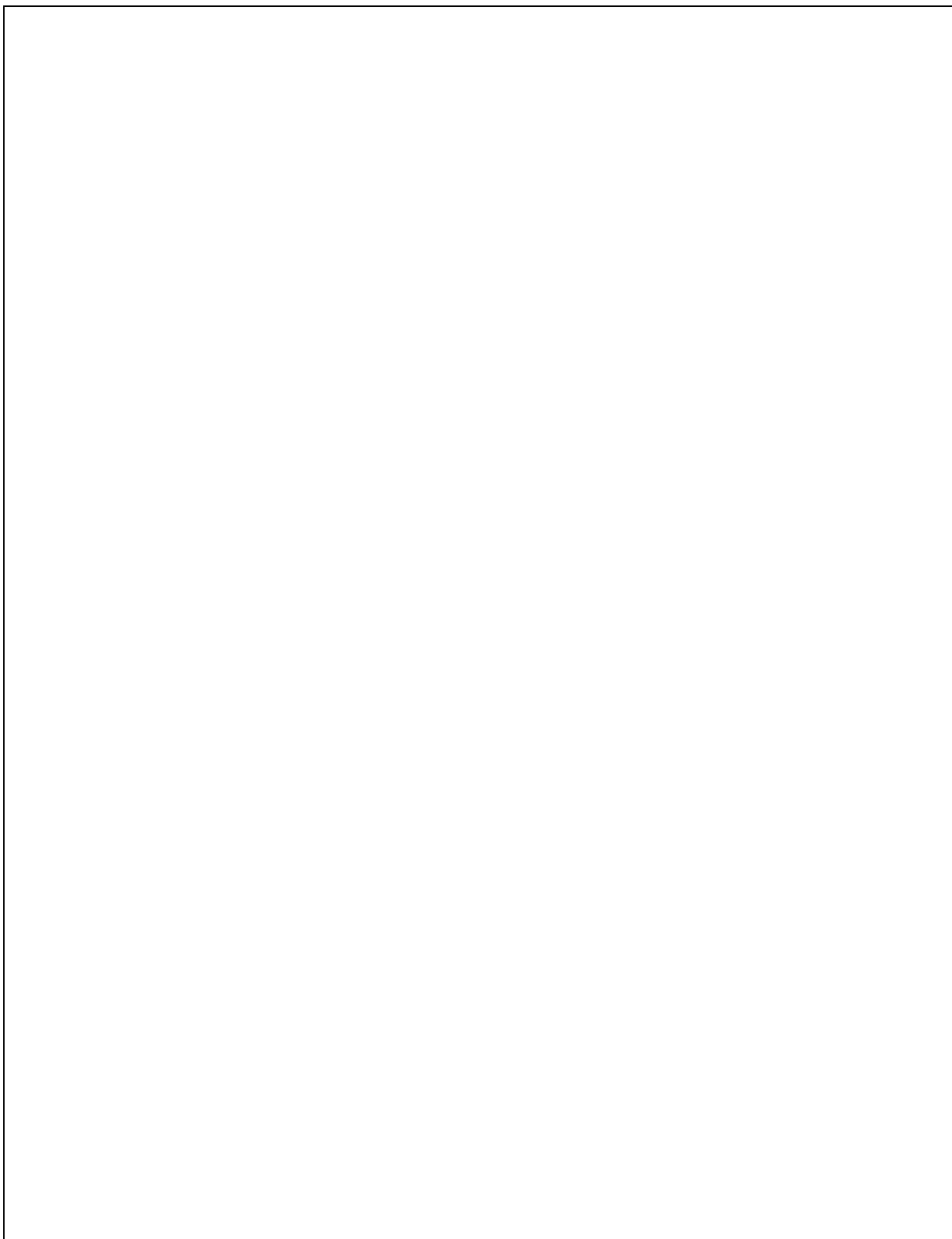
防衛省における企画提案

a	営業日及び営業時間	
b	精算方法及び種類	
c	防衛省における独自の商品の販売及び提供	
d	省エネルギー・環境対策への取組み及びゴミ・廃棄物の処分方法	
e	従業員管理及び防衛省における営業体制	
f	災害発生時の対応及び営業体制	
g	要望等があった場合の対応方法及び事故等が発生した場合の対処方法	
h	衛生管理方法	
i	設置期間における事業計画	
j	その他のアピールポイント	

店舗イメージ図



店舗レイアウト図



業務確約書

令和 年 月 日

新潟分屯基地司令 殿

「防衛省新潟分屯基地における売店の設置及び経営」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約します。

本社（店）所在地

フリガナ
商号又は名称

フリガナ
代表者の氏名

印

法人個人の別

個人 ・ 法人

フリガナ
担当者の氏名

電話番号

メー ル

誓約書

- 私
 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付け（使用許可）を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※ 1）、政治活動標ぼうゴロ（※ 2）、その他暴力団関係者から、不

当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1) による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長

北 関 東 防 衛 局 長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名 又は 名称

印

仕様書（その1）

- 1 業務件名
防衛省新潟分屯基地における売店の設置及び経営
- 2 業務内容
売店の設置及び経営
- 3 相手方の選定
本業務を行う者は、航空自衛隊新潟分屯基地司令（以下「甲」という。）が選定する。
- 4 国有財産の使用許可
 - (1) 本業務を行う者は、売店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得ること。
 - (2) 国有財産の使用許可は、防衛省所管国有財産部局長北関東防衛局長（以下「乙」という。）が行う。
 - (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取消し又は変更することがある。
 - ア 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が許可条件に違背したとき。
 - イ 本業務の解除をしたとき。
 - (4) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し、返還すること。
- 5 国有財産使用料
丙は、乙に売店の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。また、国有財産使用料は、納入通知書により乙が指定する期日までに会計年度の全額を一括して前納すること。
- 6 設置場所
新潟県新潟市東区船江町3丁目135番地に所在する航空自衛隊新潟分屯基地において、甲が指定する場所とする。
- 7 設置条件
 - (1) 設置場所における空調設備の運転・温度調節等は、甲が指定する。
 - (2) 国の行事及び緊急時等は、庁舎及び施設（設置場所を含む。）を国が優先して使用するものとする。
 - (3) 丙は、営業許可が必要な商品を取り扱う場合は、営業許可を取得した後、設置及び経営を行うこと。

- 8 費用負担
本業務に伴う費用は、丙の負担とする。
- 9 使用許可期間
令和7年4月1日（火）～令和12年3月31日（日）
ただし、甲及び乙が必要と判断した場合は、一度に限り5年以内の期間で更新することができる。なお、業務の開始及び終了の時期については、施設の状況等により変更する場合がある。
※ 設置、撤去等に要する期間は使用許可期間に含む。
- 10 名義使用の制限
丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用しないこと。
- 11 管理責任
- (1) 丙は、自らの責任において売店を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について、常に心掛けること。
 - (2) 丙は、本業務の従事者の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負うこと。
 - (3) 丙は、本業務の従事者を、日本国籍を有する者とし、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入しない者とする。
 - (4) 丙は、本業務の従事者の身元を保証するとともに、本業務に従事する前までに従事者名簿を甲に提出すること。また、甲が、従事者名簿の記載事項を確認するため書類（履歴書（写し））等を求めた場合は、速やかに対応すること。
 - (5) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行うこと。
- 12 衛生等の保持
- (1) 丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合は、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。
 - (2) 丙は、食品等を販売又は取り扱う場合は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の定めるところにより厚生労働省が示すHACCPに沿った衛生管理を実施すること。
- 13 情報保全の遵守
- (1) 丙は、甲及び乙の指示及び本業務を行うに当たり知り得た一切の情報を本業務の履行以外の目的に使用しない、又は第三者に開示しないこと。

(2) 丙は、本業務の従事者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取ること。

14 損害賠償

(1) 丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違背した場合、及びその他本業務に関して甲及び乙に損害を与えた場合は、甲及び乙に対し一切の損害を賠償すること。

(2) 丙は、甲が計画した停電作業等について、甲及び乙の指示に基づき協力すること。なお、丙は、停電作業等が原因で使用する物品及び商品に損害があった場合は、甲及び乙に対し損害賠償その他一切の請求をすることはできない。

(3) 丙は、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害賠償その他一切の請求をすることはできない。

15 業務の解除

(1) 丙は、自己の都合により本業務を解除しようとする場合は、6ヶ月前までに甲に申請し、甲の指示に従い解除することができる。この際、丙は残期間に相当する使用料及び使用許可物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。

また、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行う者は、当該手続開始前に解除を申し出ること。

(2) 丙が本仕様書に記載されている遵守項目に違背した場合又は故意の過失により甲、乙及び利用者に被害が発生した場合は、直ちに本業務を解除することとし、次回以降、公募への参加を認めない。

(3) 国有財産使用許可書の許可条件に違背した場合は、直ちに本業務を解除することとし、次回以降、公募への参加を認めない。

16 業務仕様

(1) 丙は、本業務を行うに当たり、甲及び乙の指示に従うこと。

(2) 丙は、提出した各種書類に基づき業務を適正に履行することとし、提案した内容について変更する場合は、甲と協議すること。また、食材、容器及び燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い、商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議すること。

(3) 丙は、庁舎内等への立ち入りについて、関係規則に基づき手続を行うこと。

(4) 丙は、甲が計画した防災訓練について、甲の指示に従い参加すること。

(5) 丙は、本業務に使用する物品が特定調達品目（環境物品等の調達の推進に関する基本方針）である場合は、その基準を満たすものであること。

(6) 丙は、商品を販売及び提供するに当たり、防衛省における価格を防衛省以外における価格よりも安価とするよう努めること。

(7) 丙は、有料無料問わずプラスチック製の買い物袋を配布しないこと。

(8) 丙は、設置場所の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うこと。

- (9) 丙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、本業務により生じた廃棄物を適正に処理することとし、処理状況等を甲の指示に従い報告すること。
- (10) 丙は、本業務を行うに当たり、排水管を使用する場合は、甲及び乙が指定する排水管について、年に1回以上の清掃を行うこととし、実施結果を報告すること。清掃方法は、原則、5～30MPAの高圧の水を噴射して洗浄する高圧洗浄法とし、状況により、スネークワイヤを併用し洗浄すること。また、高圧洗浄法及びスネークワイヤが使用できない場合は、空圧式清掃法又は洗浄剤法により洗浄すること。
- (11) 丙は、全隊員に等しく、商品を販売及び提供すること。また、切手、はがき及びたばこを取り扱う場合は、甲の指示に従うこと。
- (12) 利用者から要望又は苦情があった場合は、丙は、必要措置の検討について甲との協議に応じること。
- (13) 丙は、翌月10日までに本業務の売上金額を甲に提出すること。また、会計年度における本業務に関する収支計算書等を翌年5月末日までに甲の指示に従い提出すること。
- (14) 丙は、商品を販売及び提供するに当たり重大なトラブル（異物混入、食中毒、リコール等）が発生した場合は、甲に速やかに報告するとともに、甲の指示に従うこと。
- (15) 丙は、大規模災害が発生した場合は、甲と相互に連携を図り協力すること。

16 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、同法第5条第2号に該当する情報を除き開示するものとする。

17 仕様の細部

仕様書（その2）及び（その3）のとおり。

仕様書（その2）

1 設置業種

売店

2 営業日及び営業時間

土日祝日及び年末年始（12月29日から1月3日までの間）を除く毎日午前8時15分から午後17時までとし、それ以外は別途協議すること。

3 営業条件

(1) 日用品、食料品（飲料含む。）、お土産品を販売すること。

(2) 本業務履行開始前までに、必要な届出等を行い、営業届出書の控えの写し、営業届証明書又は営業許可書を速やかに担当者に提出すること。

仕様書（その3）

1 設置業種

クリーニング取次

2 営業日及び営業時間

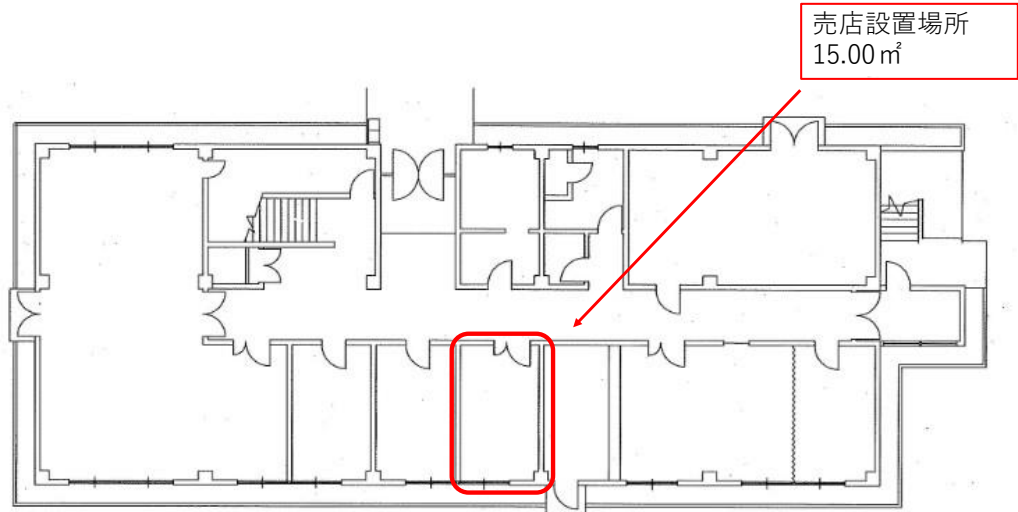
土日祝日及び年末年始（12月29日から1月3日までの間）を除く毎日午前8時15分から午後17時までとし、それ以外は別途協議すること。

3 営業条件

- (1) 衣類保管庫（仮称）の設置
- (2) 衣類保管庫（仮称）からの引取及び引渡
- (3) 代金の請求及び集金業務

設置場所配置図

2号隊舎（1階）



庁舎（1階）

